

令和8年度山梨県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業のご案内

山梨県内の児童養護施設等を退所又は里親委託の解除後に、保護者等から経済的な支援が見込まれない方の円滑な自立を支援することを目的とし、自立支援資金の貸付けを行います。

進学者は卒業後、就職者は退所又は里親委託解除後5年間（資格取得支援費は2年間）週20時間以上就労継続することで、貸付金の返還を免除することができます。

毎年4月に現況確認を行い、就労の状況を確認します。確認できない方は貸付金の返還を免除することはできませんので、全額を返還していただきます。

1【貸付内容】

種類	貸付対象者		交付・貸付期間	貸付額
	退所又は委託解除から5年が経過するまで			
	進学者	就職者		
生活支援費	○	—	在学する期間	月額5万円以内 ※定期的に医療機関を受診している場合は、医療費等の実費相当額を追加交付できます
家賃支援費	○	○	進学者は在学する期間 就職者は退所又は委託解除後から2年間を限度とする	1か月あたりの家賃相当額（管理費・共益費を含む） ※居住地の生活保護住宅扶助額を限度とする
資格取得支援費	入所中又は里親等に委託中若しくは退所又は里親等を委託解除後5年以内の方で、就職に必要な資格の取得を希望する方		一括交付	25万円以内 就職に必要な資格取得に要する費用の実費

2【申請期間】

令和8年4月1日（水）～令和9年3月10日（水）

※生活支援費、家賃支援費は申請月から貸付対象です。遡っての申請はできません。

※資格取得支援費は返還条件等が異なるため、単独で申請してください。なお、支払済の経費は対象外です。

3【提出書類】

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 意見書（様式第2号）
- ③ 親権者同意書（18歳未満のみ）（様式第3号）
- ④ 個人情報の取扱いについて（様式第4号）
- ⑤ 申請者の世帯全員の住民票（本籍地の記載のあるもの、個人番号のないもの）
- ⑥ 連帯保証人の所得証明、住民票（本籍地の記載のあるもの、個人番号のないもの）
- ⑦ 児童養護施設等または委託解除の措置解除決定通知書の写し
- ⑧ 在学証明書または在職証明書（学校又は就業先の認印のあるもの）
- ⑨ （家賃支援費）1か月の家賃額（管理費、共益費含む）がわかる書類（賃貸契約書の写し等）
- ⑩ （資格取得支援費）経費がわかる書類（料金表、見積書等）

4【連帯保証人】

原則として山梨県内に居住する連帯保証人が1名必要です。

ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

連帯保証人が立てられない理由を②意見書に記載するか、面談時に申し立ててください。

5【面談】

申請者、関係機関の職員、山梨県社会福祉協議会職員との面談を実施します。

申請を検討している等の場合でも受け付けます。また、県外への進学、就職を予定している方はお早めにお申込みください。

6【貸付審査・決定】

審査し、貸付けの可否について申請者あて文書にて通知します。

7【貸付契約】

決定通知を受けた時は、借用書を提出していただきます。

借用書には、実印（借受人、連帯保証人）の押印が必要です。

なお、借用書の提出の際に以下の項目が必要となります。

- ① 借用書に押印する実印の印鑑登録証明書 各1通（借受人、連帯保証人）
- ② 収入印紙（貸付金額による額）

8【貸付金交付】

生活支援費、家賃支援費は、原則として年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）交付します。

資格取得支援費は、一括交付します。

9【その他】

・貸付けには、審査があります。

・貸付は無利子です。

ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

・児童養護施設等または児童相談所、児童養護施設等退所者自立サポート事業所を経由して申請してください。

・借入目的に反する貸付金の使用や毎年の現況確認ができない場合は、貸付金交付を中止したり、交付済の貸付金の返還を求めます。

・暴力団員が属する世帯の方は申込みできません。

【申請書受付、お問合せ先】〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内
山梨県社会福祉協議会 生活支援課 福祉資金担当 TEL 055-251-3900